

高知県災害対策資金利子補給補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)
<p>第3条 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 利子補給事業の対象とする融資機関は、<u>西日本信用漁業協同組合連合会</u>、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用組合であり、県税を滞納していない者とする。</p>	<p>第3条 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 利子補給事業の対象とする融資機関は、高知県信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用組合であり、県税を滞納していない者とする。</p>
第3条～第16条 (略)	第3条～第16条 (略)
附則 (略)	附則 (略)
<p>附則 <u>この要綱は、令和4年12月6日から施行し、同年11月1日から適用する。</u></p>	